

(仮称) 釜石市室内の遊び場施設整備業務委託に関する仕様書

1 業務名

(仮称) 釜石市室内の遊び場施設整備業務委託

2 業務目的

本業務は、天候に左右されず年間を通して安全・安心に遊ぶことができる遊び場を設置し、子どもたちが夢や希望をもって、豊かな心と生きる力を育むとともに、遊び場を核とした子育て世帯の交流及びにぎわいの創出につながるような魅力ある場にすることを目的とする。

3 基本コンセプト

(1) やってみよう！からできた！みんなで楽しめるよ！トライ！

子どもたちの創造性と自発性を引き出す遊びの環境を提供し、体を動かす遊びや創作活動ができる場とする。

(2) 親子が楽しめる子育て世帯の port (港) です！

親子が触れ合える遊びを提供し、保護者等も楽しめる快適な空間となるとともに子育て世帯の交流の場とする。

(3) 多様性を認め合い、みんながまんなかワンチーム！

子どもたちが多様な遊び方を楽しめる空間とし、障がい等の有無にかかわらず、安全・安心に遊べるインクルーシブな場とする。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※工期内に検査・引渡しを行うこと。

5 設置場所の概要

岩手県釜石市港町2丁目1-1

イオンタウン釜石2階 219号区画 (315.78 m²)

(位置及び区画平面図は別紙のとおり)

6 室内の遊び場の利用想定

(1) 利用面積

315.78 m²

(2) 利用対象者 (想定)

0歳から小学校低学年程度の児童及び保護者等

(3) 利用料

無料

(4) 利用時間

イオンタウン釜石の営業時間に準じる

(5) 利用想定

- ①子どもの遊び
- ②子育て世帯の交流
- ③子育てに関するイベント・セミナー等の開催

(6) 人員配置

管理人等は配置しないフリーな遊び場とする。ただし、定期的な見回りは実施する。

7 業務内容

(1) 設計業務

- ・室内の遊び場の設計
- ・遊具及び造作の設計

(2) 制作・施工業務

- ・室内の遊び場の遊具、造形の制作及び設置

(3) その他関連業務

8 各業務内容の詳細

業務内容の詳細は、以下に示す範囲による。

(1) 設計業務

- ①室内の遊び場は、遊びの内容により安全性に配慮したゾーニングを行うこと。

区分	内容
ベビーゾーン	概ね0歳から2歳児までが安全・安心に遊べるエリア
静のゾーン	概ね3歳から小学校低学年までが創造力や工夫する力を育み、発達・発育に効果的な遊びができるエリア（ままごとセットや絵本などでゆっくり遊べるエリア）
動のゾーン	概ね3歳から小学校低学年までが楽しく体遊びができ、体力づくりや運動能力の発達を促す運動遊びを取り入れた遊具エリア

- ②釜石のまちの魅力や特産品をモチーフにした遊具や内装等を配置し、郷土愛の醸成につながるような工夫を凝らした設計とすること。

- ③子育て世帯のコミュニケーションを促進する交流の場、遊びの空間となるような設計とすること。

- ④壁面や天井等は視覚でも楽しめるよう遊び場全体を一体的にデザインすること。

- ⑤現在設置してある通路側の既設壁は撤去し、遊び場を利用する子どもが通路に飛び出さないような工夫をし、安全性に配慮した設計とすること。

(2) 制作・施工業務

- ①設置する遊具等は、法令及び安全基準に準拠したものとする。

- ②遊具・玩具については、不用意に口に入れても人体に影響のない素材や誤嚥窒息を予防するものとする。

- ③設置する遊具等は、必要に応じて固定すること。ただし、アンカー等により施設に直接改良等を行う場合には、事前に施工方法を釜石市と協議すること。

- ④遊び場の特徴となるような、滑り台等を含むシンボリックな複合遊具や造作物等を設置すること。
 - ⑤子どもを見守るためのベンチ等を設置すること。
 - ⑥遊び場の各ゾーン等に利用者が分かりやすいサインや案内等を設置すること。
 - ⑦入口にメイン看板を設置すること。
 - ⑧入口付近に、保護者等と子どもを合わせて約 50 足分の靴が収納できる靴箱を設置すること。
 - ⑨入口付近に、ベビーカーや車いす等を置けるスペースを設けること。
 - ⑩メンテナンス性や耐久性に優れ、交換や補修が容易な素材の遊具・玩具を設置し、ランニングコストをなるべく抑えた提案とすること。
- (3) その他関連業務
- ①遊具・玩具の消毒や日常点検が簡単に行える仕様とすること。
 - ②遊具の安全基準は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第3版）（令和6年6月国土交通省）」、又は「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」等の基準を遵守すること。

9 その他

- (1) 各業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、釜石市と受託者が協議して決定する。
- (2) 仕様書に疑義が生じた場合は、釜石市と受託者が協議して決定する。